

全ての国民が必要最低限度の医療を公平に受けることができるようにするための医療制度改革の推進に関する法律案（仮称） 骨子（試案）

第1 目的

この法律は、医療が人の生命及び健康の維持に必要不可欠なものであるにもかかわらず、最近において、地域間及び診療科間における医療提供体制に係る格差並びに地域間、職業間及び世代間における医療に要する費用の負担に係る格差が著しいものとなっていることに鑑み、これらの格差を是正し、全ての国民がその居住地、職業、年齢等に関わりなく必要最低限度の医療を公平に受けることができるようにするための医療制度改革について、その基本理念、国等の責務及び基本方針を定めることにより、これを総合的に推進することを目的とする。

第2 基本理念

全ての国民が必要最低限度の医療を公平に受けることができるようにするための医療制度改革は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 地域間及び診療科間における医療提供体制に係る格差の是正については、医療が公的医療保険制度、医師の養成システム等において多額の公的財源が投入されることによって成り立っていることに鑑み、医療機関等に対する規制を含むあらゆる施策を講ずる必要があること。
- (2) 地域間、職業間及び世代間における医療に要する費用の負担に係る格差の是正に当たっては、保険料その他の費用の負担について国民の理解と納得を得ることが不可欠であることに鑑み、公的医療保険制度をできる限り簡素で透明性の高いものとするとともに、公的医療給付の範囲を全ての国民が公平に受けることができる必要最低限度の医療として適正なものとする必要があること。

第3 責務

1 国の責務

国は、第2の基本理念にのっとり、全ての国民が必要最低限度の医療を公平に受けることができるようにするための医療制度改革を推進する責務を有

する。

2 医療機関等の責務

医療機関及び医療従事者は、第2の基本理念にのっとり、国が実施する全ての国民が必要最低限度の医療を公平に受けることができるようにするための医療制度改革の推進のための施策に協力する責務を有する。

第4 地域間及び診療科間における医療提供体制に係る格差是正のための改革の基本方針

1 医師不足地域への医師の派遣等の確保【地域】

国は、医師不足地域への医師の派遣、巡回診療及び遠隔医療の提供を確保するため、一定の医療機関にこれらを義務付けるための法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 定員管理を含む専門医の養成過程の制度化【地域】【診療科】

国は、地域間及び診療科間における医療提供体制の格差の是正に資するよう、地域ごと及び診療科ごとの定員管理を含む専門医の養成過程の制度化について、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

3 医師の不足している地域及び診療科への医師の参入の促進【地域】【診療科】

国は、医師の不足している地域及び診療科に係る診療報酬の引上げ、医療事故に係る無過失補償制度の導入、医師の不足している地域及び診療科に係る奨学金等の拡充、大学の医学部の定員における地域枠の拡充その他の医師の不足している地域及び診療科への医師の参入の促進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

4 医師総数の不足の解消【地域】【診療科】

国は、大学における医学部の定員の拡大、診療に従事していない医師の診療への復帰の促進、看護師その他医師以外の医療従事者の業務範囲の拡大その他の医師総数の不足の解消に資するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第5 地域間、職業間及び世代間における医療に要する費用の負担に係る格差 是正のための改革の基本方針

1 公的医療保険制度の一元化【地域】【職業】【世代】

(1) 国は、公的医療保険制度（健康保険制度、船員保険制度、国民健康保険制度、国家公務員共済制度、地方公務員等共済制度、私立学校教職員共済制度及び後期高齢者医療制度）を一元化するため、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(2) 一元化された公的医療保険制度において被保険者が支払うべき保険料は、被保険者の負担と受益の均衡を図る観点から、当該被保険者が属するコーホート（一定の出生期間ごとの集団）ごとの生涯における公的医療給付を確保することを基本として当該コーホートごとに定められる全国一律の定額とするものとする。

※払った保険料はいずれ自らに還元される応益の考え方による。

※コーホート…例えば5年きざみ、10年きざみ

※コーホート内における保険料について、生涯一律の保険料とするか、年齢が上がるに従って上昇する仕組みとするか。また、保険料は何歳まで納付する仕組みとするか（終身か、一定年齢までか）。

※世帯単位でなく個人単位という考え方か。そうだとすると、子どもの医療費に対応する保険料は、誰がどのような形で負担するか。（保険料の設定方法の問題）

(3) 一元化された公的医療保険制度においては、コーホートごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するものとする。この場合において、当該コーホートに係る勘定から他のコーホートに係る公的医療給付の財源に充当する（世代間移転）ために当該他のコーホートに係る勘定への繰入れを行ったときは、その内容が国民に明らかにされなければならないものとする。

(4) 一元化された公的医療保険制度においては、被用者である被保険者が支払うべき保険料について、事業主負担は導入しないものとする。

(5) 一元化された公的医療保険制度においては、低所得者について、保険料の減免の措置が講ぜられるものとする。

2 公的医療保険制度における子どもの医療費の無料化【世代】【地域】

国は、公的医療保険制度において、〇〇歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にある者に係る保険給付に係る被保険者の負担が生じないものとするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 公的医療給付の範囲の適正化

国は、公的医療給付費の総額を管理する制度の導入、保険免責制の導入、混合診療の解禁その他の公的医療給付の範囲の適正化のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。